【組合様式18】行方不明組合員の手続き

組合員が脱退手続きを取らずに行方不明になった場合、以下のような手続きが必要です。

１．内容証明郵便による所在の確認

２．連絡期限経過による法定脱退の手続き(理事会の手続き)

３．持分の払戻請求権の発生(事業年度末)

４．事業年度末より2年経過による請求権消滅に伴う持分の処分(雑収入として収益計上)

上記１に示す内容証明郵便について以下の通り例示します。

|  |
| --- |
| **通知書**  　貴社は、令和○○年○○月から本組合の事業を利用せず、また、同年度より賦課金等の経費の支払義務を怠っており、これが組合の運営面に種々の支障をきたしております。  　つきましては、貴社の意思を確認するため、連絡の手がかりを探しておりましたが、いまだにその目処がついておらず、本通知をもって下記事項につき確認を行いますので、令和○○年○○月○○日まで組合に連絡して下さい。  記  １．組合の地区内において、資格事業を行っていますか。行っていない場合は、法定脱退となります。  ２．組合事業を利用する意思がありますか。なければ脱退の手続きを行って下さい。  ３．１ による法定脱退、２による自由脱退のいずれの場合でも持分の払戻し請求を行って下さい。  なお、この請求権は令和○○年○○月○○日をもって時効により消滅します。  令和〇〇年〇〇月〇〇日  (通知人)  ○○協同組合  理事長　　○○　㊞  　(被通知人)  　住所　○○  　株式会社　○○  　　代表取締役　○○　殿 |